

岐阜県公報

目 次

告 示

岐阜県母子及び寡婦福祉資金貸付金の貸付事務及び償還事務並びに児童扶養手当事務に使用する知事印に関する告示の一部改正

(子ども家庭課)

ページ

号 外 (七) 平 成 二 十 六 年 四 月 一 日

告 示

岐阜県告示第三百二十九号

岐阜県母子及び寡婦福祉資金貸付金の貸付事務及び償還事務並びに児童扶養手当事務に使用する知事印に関する告示（昭和六十年岐阜県告示第五百十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

三中「岐阜県健康福祉部子ども家庭課長」を「岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課長」に改める。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日
金曜日)

発行

(休日
に当たる
ときは翌日)

平成二十六年四月一日

平成二十六年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社